

岐労雇均発 0330 第 2 号
岐労基発 0330 第 2 号
令和 8 年 3 月 30 日

各関係団体
代表者 殿

岐阜労働局
雇用環境・均等室長
労働基準部長
(公印省略)

令和 8 年度の「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン
の実施について（協力依頼）

平素より、労働行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

新年度を迎え、特にこれから新入生を中心に多くの学生がアルバイトを始める機会が増えていきますが、学生アルバイトにも、労働条件の明示、休憩時間や年次有給休暇の付与、適切な賃金の支払いなどについて、労働基準関係法令が適用されます。

このため、厚生労働省では、事業主や大学生に労働時間、賃金その他の労働条件や労務管理について正しく御理解いただくため、令和 8 年 4 月 1 日から 7 月 31 日までみだしのキャンペーンを実施し、労働基準関係法令の遵守について周知を図っています。

具体的には、

- ① 労働関係法令の基礎知識や相談窓口の情報を提供している労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」（労働条件に関する法律の知識について、クイズをとおして学習することができるスマートフォンアプリ「労働条件(RJ)パトロール！」等を提供) (<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>)
 - ② スマートフォン等で労働法を簡単に学ぶことができる若者向けの e-ラーニング教材「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～」 (<https://laborlaw.mhlw.go.jp/>)
- による情報提供を行うとともに、平日夜間や土日祝日に無料で電話相談できる「労働条件相談ほっとライン」(0120-811-610)を開設しております。

また、キャンペーン期間中には、当局雇用環境・均等室及び各労働基準監督署内の「総合労働相談コーナー」に「若者相談コーナー」を設置し、労使からの労働に関する相談対応を行います。

つきましては、貴団体のホームページに上記ポータルサイト及び相談窓口の案内を掲載いただくなど、周知についてご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

本件担当、連絡先

岐阜労働局 雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎4階

電話 058-245-1550

電子メール 21roudou@mhlw.go.jp